

第6次佐倉市障害者計画における基本施策 進捗管理シート

資料2-1
第1回佐倉市障害者総合支援協議会
令和6年9月12日(木)

施策	基本目標	施策	事業名	実施内容	関連する部会	令和3年度の取組	令和4年度の取組	令和5年度の取組
1	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	障害のある人となんい人の交流機会の創出	障害のある人となんい人が、ともに活動する場を設け、交流を通じて障害や障害のある人への理解促進を図ります。	すべての部会	令和3年12月に「みんなで知ろう!パラスポーツ」を開催し、パラスポーツの体験を通して交流の場を創出しました。	・令和4年12月に「みんなで知ろう!パラスポーツ!2022」を開催し、パラスポーツの体験や東京2020パラリンピック入賞者をお招きし、交流の場を創出しました。	・令和5年12月に「パラスポーツと心のフェスティバル」を開催し、パラスポーツの体験や東京2020パラリンピック入賞者をお招きし、障害のある人との交流の場を創出し、来場者の障害への理解促進を図りました。
2	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	障害者週間を活用した啓発事業の実施	引き続き、佐倉市障害者総合支援協議会等の関係機関と連携し、障害についての理解を促進するための講演会等を、障害者週間に実施します。また、市広報などの情報伝達手段を活用した事業の周知を行い、関心を高めることで障害への理解を図ります。	すべての部会	令和3年12月に開催した「みんなで知ろう!パラスポーツ」において、佐倉市障がい者団体連絡会が実施した「まちのバリア点検会」の活動を展示し、障害理解の促進を図りました。	・令和4年12月開催の「みんなで知ろう!パラスポーツ!2022」にて、佐倉市障がい者団体等連絡会が実施した「まちのバリア点検会」の活動紹介や、就労系事業所の製作品の販売を通じて、障害理解に関する啓発を図りました。 ・佐倉産業大博覧会にて障害福祉に関するブースを出展し、来場者へ障害福祉の仕事の紹介等を実施しました。	・パラスポーツと心のフェスティバルでの啓発 ○まちのバリア点検の活動紹介(障がい者団体等連絡会) ○東京2025デフリンピックの周知(千葉聴覚障害者センター) ○就労系事業所の製作品の販売 ○佐倉産業大博覧会での障害福祉の仕事の紹介(相談支援事業所連絡会) ・市ホームページのリニューアル
3	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	1 障害理解の促進	ピアサポートを活用した講座の実施	障害のある人や家族に向けてピアサポーターを講師とした講座を開催し、障害特性や支援方法についての理解促進を図ります	すべての部会	聞こえが悪くなっているかたへのコミュニケーション支援(筆談)や聞こえについて学ぶため、「中途失聴者・難聴者の支援を学ぶ講座」を実施し、講師はピアサポーターが実施しました。	聞こえが悪くなっているかたへのコミュニケーション支援(筆談)や聞こえについて学ぶため、「中途失聴者・難聴者の支援を学ぶ講座」を実施し、講師はピアサポーターが実施しました。	・聞こえが悪くなっているかたへのコミュニケーション支援(筆談)や聞こえについて学ぶため、「中途失聴者・難聴者の支援を学ぶ講座」を実施し、講師はピアサポーターが実施しました。
4	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	差別解消に向けた取組の実施	障害のある人への差別解消と合理的配慮について、本人及び関係者を含めたすべての市民の理解促進に向けた取組を、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会や関係機関と連携し推進します。	啓発・権利擁護	佐倉市障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、令和4年度以降の市の取り組みについて協議を行いました。	・改正障害者差別解消法の認知度等を把握するため、事業者へのアンケート調査を実施しました。 ・民間事業者の研修に、市職員が講師となり障害者差別解消法の周知を行うなど、障害理解の促進に努めました。	・改正障害者差別解消法の周知を行いました。 ○こうほう佐倉(11/15号) ○佐倉商工会議所会報誌(R6.3) ・市ホームページに、障害者差別解消法に関する事業者向けの周知ページを作成しました。
5	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	佐倉市成年後見制度利用促進計画に基づく制度の利用促進に向けた取組の実施	成年後見制度について、障害福祉の現場で働く職員等に対し制度の周知を行うことにより、利用の必要性についての理解を広め、制度利用を必要とする方を把握し、対応の充実に努めます。	啓発・権利擁護	・相談支援事業所連絡会に、成年後見支援センターに参加いただき、成年後見制度に係る情報交換を実施しました。 ・同センターが「施設利用者の財産管理や権利擁護について」の研修を障害福祉事業所の職員を対象に実施しました。	・佐倉市成年後見制度利用促進計画に基づく、地域連携ネットワークづくりの研修について相談支援事業所に情報提供を行いました。 ・成年後見支援センターにて、必要に応じて個別訪問等により制度説明を行うなど対応の充実に努めています。	・総合支援協議会(啓発・権利擁護部会)において、知的障害者家族会及び精神障害者家族会に依頼し、各会員に成年後見制度利用に関するアンケート調査を実施しました。調査結果は、佐倉市社会福祉協議会広報誌「社協さくら」に掲載するとともに、佐倉市成年後見支援センターに情報提供しました。
6	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	2 権利擁護の推進	障害者虐待防止への取組の推進	虐待の予防と早期発見を図るため、障害者虐待防止法の理解促進と、虐待に関する通報義務の周知を行い、迅速かつ適切な対応の強化を引き続き実施します。	啓発・権利擁護	虐待通報を受けて迅速な情報収集及び事実確認に努めました。また、重大かつ緊急性が高く、すぐ分離が必要なケースはありませんでした。	虐待通報を受けた際は、関係機関と連携し迅速な情報収集及び事実確認に努めました。また、必要に応じて再発防止計画を作成し、その進捗等について確認しました。	虐待通報を受けた際は、関係機関と連携し迅速な情報収集、事実確認及び対応に努めました。また、被害者及び虐待者に対し、必要な支援を行うとともに、関係者と連携しながら虐待再発防止に努めました。

施策	基本目標	施策	事業名	実施内容	関連する部会	令和3年度の取組	令和4年度の取組	令和5年度の取組
7	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	福祉体験学習の取組実施支援	児童・生徒を対象とする学習プログラムの作成(交流及び共同学習)を行い、関係機関と連携し、教育現場での福祉学習の推進を支援します。	すべての部会	福祉体験学習の実施にあたり、実施を支援した実績はありませんでした。	人権尊重のまちづくりデリバリー事業において、東京2020パラリンピック入賞者を講師として、市内小学校にて障害についての福祉学習を実施しました。	・社会福祉協議会が実施する福祉学習に、市職員(手話通訳者)が参画しました。 (根郷中、王子台小、臼井西中、間野台小) ・人権尊重のまちづくりデリバリー事業において、東京2020パラリンピック入賞者を講師として、市内小学校にて障害についての福祉学習を実施しました。
8	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	障害を理解するためのデリバリー講座の実施	専門機関と連携し、地域や企業等を対象にデリバリー講座を実施し、障害に関する正しい知識の普及促進に努め、障害の理解を深めます。	すべての部会	デリバリー講座の実施はありませんでした。	民間事業者の福祉に関する研修において、市職員が講師となり障害者差別解消法の周知を行うなど、障害の理解の促進に努めました。	・中央公民館主催事業「市民カレッジ(福祉コース)」にて、「聴覚障害を理解する」の講師として参加し、地域の方の障害の理解促進を図りました。
9	① 障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり	3 福祉教育の充実	児童に向けたわかりやすいパンフレットの作成	小学生の福祉教育の教材として活用できるパンフレットの作成を行い、障害への理解促進を図ります。	啓発・権利擁護	総合支援協議会(啓発・権利擁護部会)により、「子ども向けサポートブック(第2版)」を作成しました。	・令和3年度に作成した「子ども向けサポートブック(第2版)」を小学校の福祉教育の教材として使用してもらえるように市内小学校へ協議を行いました。 ・社会福祉協議会がコーディネートして実施している、小学校での福祉教育において、「子ども向けサポートブック(第2版)」の一部を配布しました。(2校)	・令和3年度に作成した「子ども向けサポートブック(第2版)」について、総合支援協議会(啓発・権利擁護部会)において活用方法を検討しました。今後、学校側のニーズに合わせた活用方法を提案できるよう、さらに検討を進める予定です。
10	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	4 支援体制の充実	相談支援体制ネットワークの構築	委託相談支援事業所連絡会の定期的な開催や、関係機関連絡会との情報共有により、障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりに取り組み、相談体制の充実を図ります。	生活支援	相談支援事業所連絡会を8回開催し、課題についての共有、検討、情報交換等を行いました。	相談支援事業所連絡会を9回開催し、各事業所の対応ケースの情報共有や、佐倉市産業大博覧会への出展内容の協議等により、相談体制の充実を図りました。	・相談支援事業所連絡会を8回開催し、地域生活支援拠点等の整備や相談支援従事者研修の実地研修受入に係る検討、佐倉市産業大博覧会への出展内容の協議等により、相談体制の充実を図りました。
11	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	4 支援体制の充実	地域生活を支える基盤づくりの推進	緊急時や親亡き後の障害のある人の生活を支えるため、地域生活支援拠点の整備を進めます。あわせて、重度障害のある人の地域生活を可能とする住まいについて研究し、基盤づくりを推進します。	生活支援精神	令和3年度に「日中サービス支援型共同生活援助」が1カ所開所しました。	令和3年度に開所した日中サービス支援型開所後の運営について、事業者が市へ報告を行い、総合支援協議会にて報告し、委員からの評価を通じて、サービスの質の向上に努めました。	・地域生活支援拠点等の整備について、本協議会(3月)における協議を経て、方向性を決定いたしました。 ・日中サービス支援型共同生活援助(令和3年度開所)の事業者から、事業の実施状況についての報告を受けて、本協議会(7月)において評価を実施いたしました。 ・市内2箇所目となる日中サービス支援型共同生活援助が開所(3月)いたしました。
12	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	4 支援体制の充実	人材確保の仕組みづくり	教育現場や障害福祉施設等と協力し、学生等の幅広い福祉活動への参加を支援し、働くことへの関心が高まるよう努めます。また、当事者家族を含め障害を理解する市民が障害のある人の支援活動に参加できるよう関係機関と連携し検討します。	就労支援精神	福祉活動への参加支援や人材確保のための取組は実施できませんでした。	・障害福祉サービスガイドブックを、市ホームページに公開し、当事者団体や障害福祉サービス事業所の活動について、周知しました。 ・佐倉産業大博覧会において、市委託相談支援事業所合同で出展し、障害に関する理解促進を図りました。	・佐倉産業大博覧会において、市委託相談支援事業所合同で出展し、障害に関する理解促進を図ると共に、障害福祉関係職の関心が高まるよう努めました。 ・市ホームページのリニューアルや障害福祉サービスガイドブックの公表により、当事者団体の支援活動について周知しました。
13	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	5 災害時対応等における安全確保に向けた取組	障害特性に合わせた避難マニュアルの検討整備	様々な困難が予想される避難所での生活に備え、障害のある人が障害特性に合わせた支援を受けられるよう、自ら必要な支援を発信できる仕組みや事前の準備、確認事項を整理できるマニュアルの導入を進め、災害時における情報保障、コミュニケーション保障を含めた支援の提供に配慮します。	生活支援	・生活支援部会内に「医療的ケア児者の災害対策検討部会」を立ち上げ、モデルケースによる避難訓練の実施や避難行動マニュアルの整備を目指した取り組みを開始しました。 ・障害者週間におけるイベントにおいて、ヘルプマークの臨時交付窓口を開設しました。	佐倉地区の医療的ケア児にモデルケースとなってもらい、障害児サービスの計画作成に関わる相談支援専門員が避難支援個別計画を作成、その後、民生委員や生活支援コーディネーターの協力を得ながら、モデルケースの自主防災組織や広域避難所である小学校と調整し、11月に避難訓練を実施し、課題の洗い出しを行いました。そしてその課題や対応策をとりまとめた提言書(案)を作成し、3月9日生活支援部会にて上会への提言書提出が承認されました。	・中志津地区の医療的ケア児にモデルケースとなってもらい、民生委員や生活支援コーディネーターの協力を得ながら自治会の防災訓練に併せ、医療的ケア児の避難訓練を実施しました。 ・避難訓練を受けて、個別避難計画書のひな型の案を作成しました。

施策	基本目標	施策	事業名	実施内容	関連する部会	令和3年度の取組	令和4年度の取組	令和5年度の取組
14	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	5 災害時対応等における安全確保に向けた取組	支援を必要とする障害のある方の実態把握	災害時における安否確認の手段や避難支援についての検討を行うため、避難行動要支援者名簿に登録されている支援を必要とする障害のある方の実態把握をして、自治会や防災組織、地区社協等と連携し、対応できるよう努めます。	生活支援	避難行動要支援者名簿の更新作業を行いました。	・関係部局を集めた医療的ケア児者の災害対策検討部会を7回、地域の自主防災組織との検討会を3回開催し、災害時でも生活を継続させるために必要な支援等について協議を行いました。	・関係部局を集めた医療的ケア児者の災害対策検討部会を8回、避難訓練を実施する自治会との打ち合わせを5回開催し、災害時でも生活を継続させるために必要な支援等について協議を行いました。
15	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	5 災害時対応等における安全確保に向けた取組	感染症流行下のサービス提供の継続	新型コロナウイルス感染症流行下において、障害福祉サービスの利用者が引き続きサービスを受けられるよう、事業所に対する支援を行います。また、「佐倉市新型コロナウイルス等対策行動計画」等に沿った感染症等に対する正しい知識の周知・啓発を行い、予防策の実践による感染症のまん延予防に努めます。		新型コロナウイルス感染症緊急支援事業を実施し、PCR検査費用等の補助及び入所者が感染した施設への感染対応支援金の交付を行い、事業所の感染対策を支援しました。	・新型コロナウイルス感染症緊急支援事業を実施し、PCR検査費用等の補助及び入所者が感染した施設への感染対応支援金を交付し、事業所の感染対策を支援しました。 ・新型コロナウイルスの感染者が発生した際、抗原検査キット、マスク等の衛生資材を配布しました。	・集団感染のリスクが高い障害福祉サービス事業所職員にワクチンを優先配分することにより、感染拡大防止を図りました。 ・感染者が発生した、事業所等へ衛生資材の配布を行いました。
16	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	6 障害のある児童への支援の充実	ライフサポートファイルの活用手順の検討	様々なライフステージの変化に対応した支援を継続して行えるよう、ライフサポートファイルの活用手順を整理し、関係機関との連携した支援につなげます。	療育支援・教育	総合支援協議会(療育支援・教育部会)にて、ライフサポートファイルの活用方法において意見集約を行い、フォーマットの見直しや市ホームページへの掲載についての検討を行いました。	総合支援協議会(療育支援・教育部会)にて、ライフサポートファイルの活用方法において意見集約を行い、フォーマットの見直しや市ホームページへの掲載を行いました。	・ライフサポートファイルについて、市ホームページへの掲載により周知を図るとともに、教育センターや健康管理センター等において配布を行いました。
17	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	6 障害のある児童への支援の充実	療育支援コーディネーターによる支援の継続	年齢・発達等に応じた相談支援の充実及び、医療機関や保育施設等の関係機関との連携を強化するため、療育支援コーディネーターによる支援を継続します。	療育支援・教育	療育支援コーディネーターを配置し、障害児等がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるように医療・福祉・教育等関連機関との調整を行い支援しました。	療育支援コーディネーターを基幹相談支援事業所に配置し、障害児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるように、障害児の保護者からの相談を受けて、医療・福祉・教育等の関連機関との調整等の支援を実施しました。	・療育支援コーディネーターを基幹相談支援事業所に配置し、障害児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるように、障害児の保護者からの相談を受けて、医療・福祉・教育等の関連機関との調整等の支援を実施しました。
18	② 障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり	6 障害のある児童への支援の充実	医療的ケア児の支援に関する協議の実施	医療的ケア児支援のために、家族、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため療育・教育支援部会内の「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」での協議を維持し、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、発達段階に応じた適切な支援を受けられる体制を構築していきます。併せて身近で支える家族へのレスパイトケアや相談などの家族支援に関する協議も継続していきます。	療育支援・教育	新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、療育支援・教育部会内の「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」を開催することができませんでした。	「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」を開催し、今後の進め方について協議を行い、医療的ケア児等の名簿の作成、アンケート調査票の作成を行いました。	・医療的ケア児者等とその家族の実態に係るアンケート調査及びヒアリングを実施し、報告書(案)の取りまとめを行いました。
19	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	7 雇用・就労支援の拡大	産業界と福祉分野の連携強化	障害のある人の就労促進や定着支援のため、就労に必要な職場環境の整備や、必要な支援体制づくりについて、産業界と福祉分野の連携について検討を進めます。	就労支援	さくらユニバーサルカンパニーの表彰制度が制定され、障害者雇用に積極的な企業2社が表彰されました。 ・(株)フジクラキューブ ・(株)さくられんこん	・さくらユニバーサルカンパニーの表彰制度が制定され、障害者雇用に積極的な企業2社が表彰されました。 (株式会社arp 紬はりきゅう接骨院/株式会社ACM) ・就労支援部会(作業部会長及び事務局)にて、市内工業団地企業を1件見学しました。	・さくらユニバーサルカンパニーの表彰制度が制定され、障害者雇用に積極的な企業1社が表彰されました。 (社会福祉法人佐倉厚生会) ・就労支援部会(作業部会長及び事務局)にて、市内企業を1件見学しました。
20	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	7 雇用・就労支援の拡大	障害者就労施設の受注拡大に向けた仕組みづくり	引き続き、障害者優先調達法に基づき、物品等の発注を推進しつつ、更なる障害者就労施設の受注拡大に向け、関係機関との連携により、作業内容や工程、料金体系を見える化し、発注に必要な情報を効果的に発信する等、民間からの受注拡大に向けた仕組みづくりの構築を進めます。	就労支援	・新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により作業部会を開催することができませんでした。 ・イベント等が激減し、発注依頼が減少しました。	市役所内で発注可能な案件を検討し、1円玉募金の袋の作成や新図書館「夢咲くら館」入り口花壇整備等、新規の優先調達案件の推進を図りました。	・就労系サービス事業所等と連携し、「障害者優先調達パンフレット」を作成し、市役所内の優先調達の推進に努めました。

施策	基本目標	施策	事業名	実施内容	関連する部会	令和3年度の取組	令和4年度の取組	令和5年度の取組
21	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	7 雇用・就労支援の拡大	農業従事者と福祉分野の連携強化	農業従事者との連携を今後も継続し、イベントを通じた商品販売の場を設け、ユニバーサル農業の充実に努めます。また、地域の催し物への参加等が、関係団体の協力を得て広く活動していくことにより、事業の普及・啓発に努めます。	就労支援	産業大博覧会へ障害福祉サービス事業所が出店し、事業所での商品を知っていただく機会を創出しました。(10店舗出店)	佐倉産業大博覧会へ障害福祉サービス事業所が出店し、事業所の商品・取り組みを知っていただく機会を創出しました。(8店舗出店)	・佐倉産業大博覧会へ障害福祉サービス事業所が出店し、事業所の商品・取り組みを知っていただく機会を創出しました。(8店舗出店) ・市内農家と障害福祉サービス事業所の連携により、「ユニバーサル農業 さくら野菜お届け便」を実施しております。
22	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	8 障害のある人の活動支援の促進	交流活動や余暇活動への参加支援、活動団体の把握	障害のある人が参加可能なスポーツ・文化活動を行う市内団体の情報を把握し、情報提供を行うことで、活動への参加を支援します。また、スポーツイベントや文化展を開催し、交流と社会参加を促進します。	すべての部会	・令和3年12月に「みんなで知ろう!パラスポーツ!」を開催し、障害のある人の社会参加を促し、参加者間の交流が図られました。 ・障害のある人が参加可能なスポーツ等を行う市内団体などの情報把握や市民への情報提供に向けた活動は実施できませんでした。	・令和4年12月に「みんなで知ろう!パラスポーツ!2022」を開催し、パラスポーツの体験や東京パラリンピック2022入賞者をお招きし、交流の場を創出しました。 ・令和4年10月に障害者作品展を開催し、障害のある方の文化的活動の場の確保と、社会参加の促進を進めました。	・令和5年12月に「パラスポーツと心のフェスティバル」を開催し、パラスポーツの体験や2020東京パラリンピック入賞者をお招きし、交流の場を創出しました。 ・令和6年2月に障害者作品展を開催し、障害のある方の文化的活動の場の確保と、社会参加の促進を進めました。 ・市ホームページにて、スポーツ・文化活動を行う団体等の情報提供を開始しました。
23	③ 社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり	8 障害のある人の活動支援の促進	ともに活動できる場の創出、移動手段と支援の確保	重度障害のある人の移動手段の確保策の1つとして、タクシー利用助成等の社会参加支援事業を継続します。また、障害種別に関わらず外出時に支援の必要な方へ、引き続き移動支援サービスの提供を行います。さらに、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に準拠して、ユニバーサルデザインによる安全で快適な歩行環境整備などの推進について関係機関と連携します。	すべての部会	社会参加支援として、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付する助成事業を実施しました。(交付対象は、身体障害者手帳等の等級による一定の基準あり)	社会参加支援として、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付する助成事業を実施しました。(交付対象は、身体障害者手帳等の等級による一定の基準あり) ・佐倉市障がい者団体等連絡会の「まちのバリア点検会」の活動を市イベントで紹介するなど、啓発を図りました。	社会参加支援として、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付する助成事業を実施しました。(交付対象は、身体障害者手帳等の等級による一定の基準あり) ・佐倉市障がい者団体等連絡会の「まちのバリア点検会」の活動を市イベントで紹介するなど、啓発を図りました。